平成２３年（フ）第３８１号
大阪府枚方市楠葉面取町１丁目20番５―301号
債務者　左海万古都
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５号
青森県つがる市稲垣町沼館鶴喰15番地
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
東京都小平市花小金井５丁目29番９号
債務者　袖山江利香
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２０号
神奈川県横浜市戸塚区矢部町321　プロムナード矢部13棟―303
債務者　土方貴代美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２１号
東京都新宿区北新宿２丁目２―10―305
債務者　和田　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２２号
千葉県習志野市谷津３丁目１―16―308
債務者　荒谷　冬子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６号
東京都武蔵野市中町１丁目36番３号永田ビル
債務者　松田　順子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
東京都東村山市野口町３丁目20番地18ハイツパークサイド201
債務者　佐々木法子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４３号
東京都八王子市打越町１番地１葵コーポラス110号
債務者　曽根　常夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
東京都狛江市和泉本町２丁目25番５号狛江荘
債務者　有村　隆雄
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８５６号
東京都立川市富士見町２丁目10番２号
債務者　澤井　育美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７７０号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地３―305
債務者　嵐　　忠義
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８３８号
東京都小金井市貫井南町５丁目３番２―31号　小金井貫井住宅
債務者　井上由樹香
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７２号
沖縄県宜野湾市大謝名３丁目９番６号　ＲＴ７
債務者　糸数　明美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２７６号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目35番19号
債務者　松田　　宏
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部